そのうえで、両空港それぞれの強みを生かした航空ネットワークの形成を図りつつ、両空港間の旅客・貨物の移動の一層の円滑化を実現することによって、両空港一体の「首都圏空港」としての国際競争力を大幅に強化していく。

2　近畿圏における空港相互間の連携のあり方

令和元年五月の関西三空港懇談会において確認された関西三空港の以下の役割分担の下、各空港の特性を生かしつつ、トータルとして三空港の最適運用を図ることとする。

①　関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港

②　（略）

③　神戸空港は神戸市及びその周辺の航空需要に対応する地方空港であり、関西国際空港・大阪国際空港を補完する機能が求められる。

令和四年九月の同懇談会では、令和十二年前後を目途に三空港全体で年間五十万回の発着容量確保を目指すことが合意されており、これに向けた利用促進や空港機能の強化等に関する地元における議論も踏まえ、また、三空港を一体的に運営する空港運営権者の経営判断をできる限り尊重しつつ、安全面・環境面への配慮を大前提に、関西全体の航空需要拡大と関西経済の発展に向けて引き続き適切に対応する。

3　中部圏における空港相互間の連携のあり方

平成十年度の中部国際空港の事業化に先立ち、定期航空路線は中部国際空港へ一元化することが前提とされたことを踏まえ、中部国際空港は成田国際空港及び関西国際空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として、空港の完全二十四時間運用の実現や安定的な輸送機能の確保等に向けた代替滑走路の整備等を推進し、これらの機能強化を十分に生かした活用を促進する。県営名古屋飛行場はコミューター航空やビジネスジェットなどの小型航空機の活動拠点として中部国際空港を補完するという基本的な役割分担の下、長期的視野に立って中部圏の多様な航空需要に適切に対応した両空港の連携を図ることとする。

第七　その他

1　共用空港における整備及び運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一～第五の趣旨に沿った空港の整備及び運営を行うため、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

2　基本方針に則った空港法・航空法の運用のあり方

本基本方針は、空港法で定める空港機能施設事業者の指定、空港脱炭素化推進計画の認定等の際の判断指針ともなるべきものである。したがって、これらの行政上の行為に当たっては、本基本方針の中の各項目において定める内容に従うほか、基本方針全体の趣旨に則って適正な運用を図ることとする。また、関係者が申請等に当たって行政の判断内容の予測を容易に行えるようにする観点から、必要となる事項については本基本方針に従いさらに具体的な指定基準、ガイドライン等を定めることとする。当該基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを行う等公正で透明な手続きの確保に留意することとする。

2　近畿圏における空港相互間の連携のあり方

平成十七年十一月に開催された関西３空港懇談会において了承された関西三空港のあり方に従い、以下の役割分担の下で、トータルとして三空港の最適運用を図ることとする。

①　関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当

②　（略）

③　神戸空港は百五十万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

なお、関西三空港の最適運用・経営のあり方、需要喚起のための利用促進のあり方、関西国際空港株式会社の財務構造の抜本改善等の喫緊の課題については、近畿圏全体の利用促進の確保や経済の発展のために進められている地元における議論も踏まえながら、利用者利便の向上、関西国際空港の国際競争力の強化や安定的な経営基盤の確立に向けて、引き続き検討する。

3　中部圏における空港相互間の連携のあり方

平成十年度の中部国際空港の事業化に先立ち、定期航空路線は中部国際空港へ一元化することが前提とされたことを踏まえ、中部国際空港は成田国際空港・関西国際空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として、二十四時間運用をいかした活用を促進する。県営名古屋飛行場はコミューター航空やビジネス機などの小型航空機の活動拠点として中部国際空港を補完するという基本的な役割分担の下、長期的視野に立って中部圏の多様な航空需要に適切に対応した両空港の連携を図ることとする。

第七　その他

1　共用空港における整備及び運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一～第五の趣旨に沿った空港の整備及び運営を行うため、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

また、首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすための共用空港等の活用のあり方について、関係者間において検討を進めることとする。

2　基本方針に則った空港法・航空法の運用のあり方

本基本方針は、空港法で定める空港供用規程についての認可、空港機能施設事業者の指定等の際の判断指針ともなるべきものである。したがって、これらの行政上の行為に当たっては、本基本方針の中の各項目において定める内容に従うほか、基本方針全体の趣旨に則って適正な運用を図ることとする。また、関係者が申請等に当たって行政の判断内容の予測を容易に行えるようにする観点から、必要となる事項については本基本方針に従いさらに具体的な認可基準、指定基準等を定めることとする。当該基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを行う等公正で透明な手続きの確保に留意することとする。